嘘の効用

末弘厳太郎

青空文庫

のである。

ktion) それらの現象の蒐集および考察が、 事実はわれわれ法律学者のしばしば認識するところである。そうして私 上ったものであって、 はもと慶応義塾大学において講演した際の原稿に多少の筆を加えて出来 研究の中途においてたまたま生まれた一つの小副産物にすぎない。これ おいて、 って、きわめて有益であり、 はそこに法律の特色があり、 とたび法律世界の価値判断にあうや否やたちまちに合理化されるという 法律以外の世界において一般に不合理なりとみなされている事柄がひ の研究に特別の興味を感じている。そうして本文は、実にその 私は数年このかた 雑誌 『改造』 「法律における擬制」(legal fiction, Rechtsfi また必要であることを考える。 また国家の特色があると考えるがゆえに、 の大正一一年七月号に登載されたも 法律および国家の研究者たる私にと その意味に

違い らぬ れて ならぬということが、 れてしまった羊飼の話が自然と浮かび出ます。 わ しば ありません。 れわれは子供のときから、 ものと信じているでしょう。 います。 しば嘘をついたため、 おそらく、 「嘘」という言葉を聞くと、 深く深く教えこまれています。 世の中の人々は だんだんと村人の信用を失って、 嘘をいってはならぬものだということを、 理由はともかくとして、 ――一人の例外もなくすべて― それほど、 われ われの頭にはすぐに、 なんとなく皆そう考えているに われわれの頭には嘘をいっては ついには本当に狼 嘘は 十分に教えこま 「狼がきたきた」 **,** 1 っては 気に食わ な

嘘 の中には までが、 よって保護された-ところが、 ひそかに 堂々と天下に行われているほど、この世の中には、 嘘がたくさん行われています。 それほど深く刻みこまれ、 いわれ陰に行われている嘘、 ――したがってそれを否定すると刑罰を受けるようなおそろし 教えこまれているにもかかわらず、 やむをえずいう嘘、 おおっぴらに行われている嘘、 種々雑多な嘘が無数に行われ やむをえるにか 否時 か われわれ には わらず 法律に の世 う 嘘

ています。

実をいうと、全く嘘をつかずにこの世の中に生き長らえることは、 全然不可能なように

この世の中ができているのです。

ん。 に処理すべきか、 なにしろ、 われわれお互いにこの世の中に生きてゆきたいと思う者は、これらの嘘をいか 嘘をついてはならず、さらばといって、嘘をつかずには生きてゆかれない というきわめて重大なしかもすこぶる困難な問題を解決せねばな りませ

_

のですから。

て絶対に「素人考え」を述べてはならぬという法はないでしょう。けれども、 たびその範囲を越えるとただちに「素人」になるのです。むろん「専門家」だからといっ ません。法律家は「法律」の範囲内にとどまるかぎりにおいてのみ「専門家」です。 とにかく――公けに、さも先覚者ないし専門家らしい顔をして、意見を述べる気にはなれ 私は法律家です。ですから、専門たる「法律」以外の事柄については 座談でならば その際述べ ひと

門家」 劇に をも られ の人 に偏 眼を具えて ら \ <u>`</u> ときは せに芝居のことも人並みに て変に敬意を表し、 て不当な敬意を表 専門家」ら 々 関 うわ の た 否 「専門家」の がこれ は 実 もの やす 「専 「素人考え」は特に とか に 7 け です。 です。 門 いるものがいくらも 「素人考え」を述べると、 くこ 種 に特 したが という色眼鏡を通して、 ر ر 0 例え の点を間違えやす 莂 顔をして 「素人考え」を不当に尊敬します。 します。 「不当利 本人も か 0) ば、 も世 敬意を表する って普通 普通 世 得」 わ ٧Ì . の 中 「 素 「専門」 Ò かる珍 の中には無名の八公、 にほ 気になって堂々と意見を公表などします。 0) 0) 0 人考え」を憶面もなく述べるのをきくとき、 います。 人々は、 「素人」 「素人」 のな v) Ĺ のをみるとき、 かならないと私は考えています。 世 V 世 男だというくらいならばともかく、 物事を見がちであるだけ、 の中はただちにやれ劇通だとか芝居通 ところが、 い普通の の . の ふしぎにも の意見よりかえって実質は悪 中 「素人考え」よりは大いにプレステ の人々 「素人」 私は全く不愉快になります。 何 熊公にして、 ŧ |々侯爵 私は全く変だと思います。 「専門家」 の意見となんら択ぶところは 普通にその とか の 演劇 その意見 何 「 素· 同 に関 々 博 じ か 7 人考え」に 侯爵 士と 見は 間 か U する立 また、 世 そ も や博 だと ゕ とか 0) の男がさも L を繰 が 派 1 中 か れ <u><</u> 世 か 向 < 士 0) 少 な な 批 0) 0) か 1 返 尃 中 演 方 評 ユ つ つ

問」 家 かにも「玄人」らしく意見を述べることはどうも私のがらではありません。 かに処理すべきかという問題を考えるにしても、 私は法律学者です。ですから「法律」および「学問」についてだけはともかくも として意見を述べる資格があるのです。 の範囲内に限りたいと考えます。 般の道徳ない だから今ここに「嘘の効用」 議論はむろんこれを し教育などに関する問題として、 「法律」 と題 および して嘘 「専門 をい 学

をし この稿を起こすに至った主な動機です。 ことがきわめて重要であり、 対する態度を明らかにするがためには、 人々にもかなり興味あることだと思います。 ています。それを考えてみることは、ひとり「法律家」にとってのみならず、 法律」の上で、また「学問」一般について、 少なくとも大いに便利だと考えているのです。 この ことに私は、 「嘘の効用」 「嘘」は善かれ悪しかれ についての、 私の 「法律」 および 私 の考えを述べる いろいろの働き それが、 「学問」 私の 般 に の

 \equiv

私はまず法律の歴史の上に現われたいろいろの「嘘」を二、三例示したいと思う。そう

てそ 0) 「嘘」 が実際上いかなる働きをしたかを考えてみたいと思

書か に行 す。 は、 官が あ な 裁判を思い起こします。そうしてああいう人間味のある裁判がほ えられるほど、 Ō 知 法律とか 実は 没常識だとか、 を明 って れ 話 識をもって からば、 わ そうして彼こそは、 てこの点に関する学問的に てい ħ 0 全部が 今日 大岡政談に現われた大岡越前守を指すのであって、 5 てい か る 裁判とかいうことを考えると、 に 事実 大岡 にまで伝わったということは、 る裁判がとかく人情に適しないとか、 証 大 νÌ その昔にお 岡 ません。 拠だてるものです。 のすべてが、 越前守がかくのごとくに賞賛され、 越前守 化石しているとかいうような小言を耳にするたびに、 裁判官の理想、 しか の真実行った仕事ではないとしても、 いて人気があったのは、 真に 精 し私にとって、 確 な 大岡越前守の業績であるかどうかにつ ですから、 歴史的事実を知りません。 名法官であると考えます。 わ <u>۱</u> れ それはどうでも差支えな かに当時 わ 私が今これからいうところの れは、 人間味を欠いているとか、 はたしてなぜでしょうか。 否、 の人々が、 じきに大岡越前守を思 少なくとも講談や口 それが歴史的真実と合致する あれ *()* しい あ 今日 わ が ゆ 0) と考え 種 V る 7 わ いて、 大岡 れ \mathcal{O} わ のです。 わ 裁 ゆ ま n わ 大 る大 碑 また 判 政 私 わ れ い起こし に 岡 毫 は を 談 れ 0) 歓 岡 も ま は は 世 越 たとえ、 0) 中に で伝 前 迎 不 裁 政 正 大 0) 幸 守 確 岡 判 中

や否やは毫も私の意としないところです。

す。 政談を読んでごらんなさい。 か。 られながら、 うことはできぬ。 あった。 きの名人であったことは事実です。そうして上手に嘘をつきえてほめられた人です。 も大岡越前守はそれをあえてしたのです。 のもとで、人情に合致した人間味のある裁判をやることはきわめて困難な事柄です。 のであった。それをピシピシ厳格に適用すれば、万人を戦慄せしめるに足るだけの 大岡 嘘は善いことだとか、 一言にしていうと、 越前守の裁判は、 しかも当時の裁判官はお上の命令であるところの法律をみだりに伸縮して取り扱 それをやりえたのです。 法律は動くべからざるもの、 それは なにゆえに人情の機微をうがった名裁判だといわれるのであろう 悪いことだとかいう論はしばらく別として、 当時の法律は、 「嘘」を上手につきえたためだ、 しかも免職にもならず、世の中の人々にも賞め いかにも厳格な動きのとれないやかま 動かすべからざるものであった。 と私は答えたいと思いま 大岡越前守が この法律 法律 U **,** , しか 大岡 嘘 ŧ つ

動かすことができなかった。法を動かして人情に適合することは不可能であった。 大岡越前守は「事実」を動かすことを考えたのです。 からばどうしてそれをやりえたか。その方法は「嘘」です。当時の「法律」は厳格で ある「事実」があったということに

な な その際裁 れば か つ た 「法律上」必ずこれを罰せねばならぬ。 判官の採りうべき唯 「事実」をあったというよりほかに方法はないのです。 一の手段は 「嘘」 です。 さらばといって罰すれば人情にはずれ あった「事実」をなか そうして大岡越前 つ たと 守は実 V)

判官は、 ば、 て多少程度の差こそあれ のみに限るのではなく、 にそれを上手にやりえた人です。 か 口 しばしば monstrum の法理を応用したといわれて マのごときでも、 これと同じ手段によって裁判の上に人間味を現わしたのは、 おそらく到るところの裁判官は 奇形児を殺した母をして殺人の罪責を免れしめるがために、 皆ひとしく同様の手段を採るもののように思 います。 ――むろん時代により場所 ひとり大岡 わ 九 ます。 によ 越前守 例え 裁 つ

がみにくい鬼子であった。 えて V. de statu hominum L. 14 中に収められている。 人格をもって \Box いな] マでは、 い場合には、 後のユスチニヤン法典中にも法家パウルスの意見として Digestorum Lib. I. しなかった。 たとえ人間 法律 この考えは、 そういう子供を生かしておくのは家の恥辱でもあり、 の腹から生まれたものでも、それは奇形児で十分人間の形を備 上称して monstrum (鬼子) といい、 ローマにおいてはきわめて古くから存在したよう ところである母が子を生んでみると、それ これに与えるに法律上 また、本 \mathcal{O}

ば、 は人にあらずして monstrum であった、したがって罪にはならぬ。と、こういう理屈をも として考えついたものが、この monstrum の法理です。 わめておろかなことです。 に問うことは裁判官の人間としてとうてい堪えがたいところである。 人の不幸でもあると考えて、母はひそかにこれを殺してしまった。やかましく理屈をいえ って憐むべき母を救ったのだということです。 それでもやはり一種の殺人には違いない。 そこで裁判官は、 なんとかして救ってやりたい、 しかしさらばといって、 母は子を殺した、 社会的に考えてもき その母を殺 しかし殺したの その救う手段 人の罪

これで人の命が救われたのです。そうして当時の人は多分その裁判官を賞賛したに違いあ 知だと笑ってしまうのはやぼです。 けはどうしてもありえないのでしょう。しかし、さらばといって、ローマ人はば 今日の発達した医学の目からみれば「人」の腹から「人にあらざるもの」が生まれるわ なるほど、それは不合理でしょう。 しかしとにかく、 いかだ、 無

以上、 していたということを聞きます。 またわれわれは、 御目付役としてはすべてこれを起訴せねばならぬわけです。ところが、それを一々 徳川時代の御目付役は「見て見ぬふりをする」をもって大切な心得と 合理的にやかましくいえば、いやしくも犯罪を発見した

り旧幕 起訴 裁量に一任されているものだと主張 なりま つく」をもっ 便宜主義」(〔Opportunita:tsprinzip〕) すれば 時代の かえって世人は承知しない。 みに て御 その 限らず明治、 以前には明らかな規定がなかったに 目 1付役 の美徳 大正 (?) とされ Ü の世の中にも行わ その結果 司法官もまたその考えを実行してい と称して、 ていたもの 「見て見ぬふりをする」 犯罪を起訴するや否やは検事 れ かかわらず、 っです。 ている。 ところがこの同 刑 学者の多数 事訴訟 すな 法が今年 たの ĺ わ じ です。 事 V ち の自 わ 改 は 嘘 ゆ 正 曲 る لح

訴追 の点について を公認した代 ぬふりをする」のと同じことです。 これを法文の上に 便宜主義」と名を付ければ ヲ必要トセザルトキハ公訴 諸 君は γÌ りに 試 かに多く み 現わ É 嘘 司法統計 つき」 して 「見て見ぬふり」をしているかを発見されるでしょう。 「犯人ノ性格、 の いかに のうち 規準を作り、 ヲ提起セザルコトヲ得」 ところがこんどの新刑事訴訟法第 も 「嬰児殺」 いかめしくなるが、 年齡及境遇並犯罪 その結果 の部をあけてごらんなさい。 「嘘からまこと」ができたわ と規定するに至った。 実をいうと御目付役 ノ情状及犯罪 二七 九条 後 今の) 情況 の見て では 7 検事 わ け ば つ がこ 大 な 7 見 0) 1) 嘘

害は 勝訴者たらしめることができたら、彼はどれだけ喜ぶでしょう。 務は発生しないわけです。 度ですから、 乙にとってきわめて不愉快なことに違いありません。乙は けたということになり、また同時に、 という事実だけは確実です。その点において甲は悪いに違いないのです。 これが賠償を求むべきなんらの権利なきは当然である。 訴せざるをえない。 侵入した場合に、 し敗けたくはない」と、こう考えるに違いないのです。この際もしも名目上だけでも乙を 乙がなんらの損害もこうむっていなければ、 ったい損害賠償は、 英米の法律には あったがなんらの損害もないからという理由で敗訴し、 たとえ権利侵害があっても、 乙から損害賠償請求の訴えが起こされても、 「名義上の損害賠償」 むろんただ合理的に考えれば、 読んで字のごとく、 そこで、 例えばわが国においては、 敗訴者として訴訟費用を負担せしめられることは 実際生じた損害を賠償させることを目的とする (nominal damages) という制度があります。 実際上なんらの損害もなければ、 不法行為の成立要件を欠くものとして乙は敗 乙にはなんらの損害もないのだから、 けれども甲が乙の権 「賠償はとれずともいい。 その結果、 その無断侵入の結果、 甲が乙の所有地内に 名目上とにかく敗 ですから権利侵 利を侵害した 損害賠償 無断 事実 の 制 で

妙味

であって、

嘘

0)

効用

のいちじる

U

い実例

0)

— つ

です。

害が れる 権 英米 銭でもとに 利侵害が て裁 あっ という利 法 たものとみなして、 判 の 所 あ 「名義 益が ゕ は被害者に例えば金一銭を与えるとする。 つ 、く勝訴・ た以上、 ある。 上 の損害賠償」 したことになり、 実際、 そこに必ずやなんらか それを一 損害の立証は は実にこの場合における乙を救う制度です。 銭という有形物 名目上はもちろん実利的にも訴訟 立. たぬ。 の損害がなければならぬ。 L の上に象徴するところがこの か そうすれば被害者はた し権利侵害が あ っ 費 その た 用 とえ 揁 以 0) £ 負 害 や 制 必ず 担 金 0) 度 を 額 損 免 は 徴 0)

だけ 度、 脳 の制 そういう時 か 現 ら 増大するであろうか、 在 とうて う原則を 度が行わ 偏 狭 わ な 期 ر ر が 絶対 玉 合理主義を駆逐して、 れることになったならば、 わ 0) が 至らんことを希望しているのです。 0 国に 0) 法学者は ものと考え、 移すべからざるものと考えています。 また不法行為法がどれだけ道徳的にな 般に偏さ 「名義上の損害賠償」 もっと奥深い 狭な合理主義にとらわれて 法律を知らぬ一 「合理によって合理の上に」 しか 般人 Ü のごときは英米独特 それ の裁 けれども、 「損害なければ賠償 には 判 るであろうか、 所に対する まず も U 般法学者 ŧ 0 出でる思想 信 わ 不 私 合 頼 が は はどれ 理 な 玉 な 0) 切 制 頭

を植えつけねばなりません。

五.

あわ のは 夫婦 律と全く違ってきわめて窮屈なものです。 定めた一 は事実の真相について疑念を抱きつつもなお離婚の判決をくだすのである。ですから、 判官は被告たる夫に向かって「汝は原告妻のいう所を認むるや?」ときく。そこで、 ゆえに?」ときく。 った夫婦が、 神の合わせ給える者は人これを離すべからず」と書いてあっても、 次に、 しかり」と答える。 別れ 相互 せて計画を立てた上、 定の たい 一の協 欧米諸国の現行法はだいたいにおいて協議離婚を認めていません。 に決まっています。そこで、夫婦の間に別れ話が決まると、 そうおとなしくくっつきあってるわけがありません。 議が 原因ある場合にのみ許さるべきもので、 成立しても離婚しえないことになっているのです。 妻は かくすることによって裁判官は欺かれて、 「夫は彼女を虐待せり、 妻から夫に向かって離婚の訴えを起こします。 しかし、 三度彼女を打てり」と答える。 ζ, その原因が存在しない以 かな西洋でもお互いに別れ 離婚を言い渡す。 Į, かにバイブル この点は お互いに別れ お互 裁判官が 離婚は法律で いに わが 上は すると裁 話 たい には の決ま しめ 玉 たとえ 「なに 夫は 0) 西 ŧ 法

う道

(具は

種

0)

嘘

種

の芝居です。

洋でも実際にお いては当事者双方の協議によって離婚が行われている。 そうしてその際使

その 離婚 事情 ちい に厳 た厳 こそ初め っても、 法律は ぼ る 法律をくぐる。 重 然として行われる。 の真相を究めずしてむやみな法を作ったところが、 悪 のです。 な規定があっ そ て法は真 人間 1 の後、 ものだという思想が真実社会に現存しているかぎり、 0) た 行に行 めに 社会事情が変わるとともに法は事実行われなくなる。 ても、 そうしてことはなはだしきに至れば法あれども法なきと同じ結果に われ 存するものです。 しかしひとたび、 実際 る のです。 の需要に迫られた世人は か 人間 つては、 その思想が行わ の思想、 社会の 社会の経済的需要、 思想や経済状態と それは事実とうて 嘘 れなくなると、 の武器によってどんどん 協議 離婚 また立 禁止 二 致 (1 その上に立 法文上に 行 法者 の わ U 法 れ た は 律 が 法 な って 社会 もま で 1 い ぉ か あ

せん。 ればなりません。 人の無法な男がおどり出て爆弾を懐中し爆発ついに自殺したと仮定する。 同 じことは官吏の責任の硬化現象からも生じます。 妻子も養わ ある ねばなりません。 下級官吏がたまたまある場所を警戒する任にあたって やたらに免職になっては妻子とともに路 役人といえども飯を食わ なるほど、 頭 1 に迷 ねばな そ わ りま 0) な そ 際 け

その役 が その って に今の実際では、 際駅長が 実際はこの点がきわめて形式的に取 の男の場所がらをもわきまえな はたまたまその突き飛ばした人ない あ 場 っ 絶対的に定まるものではな 駅長が 人 たかどうかによって定まるの 所 最善 が責任を負うや否やはその役人が具体的なその場合にお で警戒を命ぜられ 7 の注意を怠らなかったとすれば、 か その際駅長なり駅員なり に気をつけても、 ていた役 \ <u>`</u> い無法な所作は、 で、 中には突き飛ばされて線路に落ちる人 り扱われ ところが現在わが 人をし しは雑踏 偶然その場所に Ó て絶対的の責任を負わ 中 の てはいない ゕ 原因を作った人々にある 彼にはなんらの責任も ٠ کر 非難すべきものだとしても、 必ず 国に行われ **,** , であろうか。 いわゆる あ わせたというだけ せる理 11 つつある官吏責任 て、 「責任 な 停 警備 車場が わ い 由 者 もあろう。 は けです。 わ 上実際 け な を出 です。 雑 Ó たま 1 踏 事 わ 実をも たま、 蕳 に さなけ け 責任 懈怠 そ た で か 題 場 る 0) 0)

結果、 そ なり大会社な Ō 責任は、 人 への責任 責任は硬化し形式化して全く道徳的根拠を失います。 自由 らりは、 を問うことはできないのです。 0) 基礎 使用人の責任までをも規則によって形式的に定めようとします。 の上に初めて存在する。 しかるに、 規則によって人の自由を奪うとき、 万事を規則ずくめに取 り扱う役所 もは その や

ればすまさないの

ではない

でしょうか。

をいつわり、

「事実」を隠蔽して、

責任問題の根源を断とうとするに決まっています。

の責任に服するであろうか。否、この際、 ることなしに、責任のみ形式的にこれを負担せしめられるとき、 役人も生きねばならぬ。妻子を養わねばならぬ。その役人が自由を与えられ 彼は必ずや形式的責任の発生原 彼らはは 因たる たして黙してそ 「事実」

的の判断をくだしたわけではありません。 なわち、 あるのだと考えます。 にありやを考えることは重大問題ではないでしょうか。 き」という事実を耳にするのは本当です。もし、それが事実とすれば、 右の例を引いた私は、 彼は 「嘘」をつくのです。 決して最近わが国に起こったなんらか具体的の事件について具体 しかし、 現在われわれがしば 私はその原因を「責任の硬化」 その根 しば 「官吏の 源 0) **,** , ずれ 嘘 に

親が全く子の要求をきかずに、 親の考えのとおり厳重に育てあげようとすれば、 子は必

六

ず「嘘つき」になります。

以 上に述べた二、三の例をみただけでも、 「嘘」が法律上いかに大きな働きをしている

か

がが

わ

かるで

しょう。

も かし、 えるのは、 ゆく社会人心の傾向に十分に追随することができず、 感心されたに違いありません。ことに、 厳重に過ぎる場合に のいうところを聴いたり、いろいろと裏面の事情などを知ったりすれば、 に溝渠ができた場合に とと思う。そうして、 嘘 まず第 「法」が伸縮自在のものであればともかく、もしも、 あ 1 かに化石し、 る ともかく「人間」として、ああ処分せねばならぬ、この裁判せねばならぬと考 裁判官の所為としてまさに当然のことだといわねばなりません。その際、 甘きを食って甘しと思う人間です。ですから、まのあたり被告人を見たり、 のみです。 大岡 嘘 .裁判の例やローマの monstrum の話を聞いた方々は、 世の中ではよく裁判官が化石したとか、 いかな正直者の諸君も、 いかに没常識であっても、 「法令」をしてともかくも「社会」と調和せしめるものはただ一つ がいかに人を救う効能のあるものであるかを十分理解されたこ 国内の保守的分子が優勢なために、 なるほど ともかく「人間」です。 その結果「社会」と それが厳重な硬直なものであると 「嘘」もなかなかばかにならぬと 没常識だとか申 法制があまりに 美しきを見て美 「法令」 「法」はどうあ 法令が移 との間 i)

以上、

永

久

に

存在

すべ

き事実なのです。

は是 をあったとい 非 善悪 裁判官は必ず「嘘」に助けを求めます。 0) 蕳 つて、 題 ではありませ 法 0 適用を避け ん。 います。 事実な そうして「人間」 のです。 あった事をなかったとい 裁判が 「人間」 の要求を満足させます。 によってなされ i) な か 7 つ そ た る れ 事

す。 には は彼 現在 あ 強 までをも改革 とを十分に気づかれたことと思う。 ħ 固 また、 人は 多数 卑屈になります。 け ば な正 だ らの考えるほど、 ر ر たい 役人 直者であ 決してやすやすとそれに服従するものではありません。 の人々ことに司法当局 これ 0 ですから、 限りがあります。 しうるという考えは、 が 嘘 >多数の れば つきの例 我慢強く、 「死」を賭 の例だが 暴政は人を皮肉にするものです」。 法」 をきかれた方 がむやみと厳重であれ の人 法 しても か 必ず つ従順なものではありません。 為政者のとかく抱きやすい思想です。 々が考えているように、 法 が 々 、 合理的な根拠なしにその限度を越えた要求をし 「嘘」 法 をもってすれば何事をも命じうる、 西洋の離婚の話を読まれた方 と戦 に救 V (1 、ます。 ばあるほど、 を求めます。 万能 しかし暴政を行い またもし、 もしもその 0) そうし も 国民は嘘 「人間」 ので その (々は、 T は のできること 人が 人が、 か な 法 つきに つつある人 風 7 利 俗 とい 法 意思の な 0) 人間 \Box 者で 道徳 うこ 適 は 用

それ は、 は彼らみずからの招くところであって、 決して国民の 「皮肉」や「嘘つき」や「卑屈」を笑うことはできません。なぜならば、 国民もまた彼らと同様に生命の愛すべきこと

を知っているのですから。

を発揮しはじめます。 らざる事実です。 とにかく「法」がひとたび社会の要求に適合しなくなると、必ずやそこに「嘘」が効用 事の善悪は後にこれを論じます。 しかしともかく、それは争うべか

H

かば 人間はだいたいにおいて保守的なものです。そうして同時に規則を愛するものです。 かしいほど例外をきらうものです。

は、 の かな理屈である。 例えば、ここに一つの「法」があるとする。ところが世の中がだんだんに変わって、そ 「法」にあてはまらない新事実が生まれたとする。その際とらるべき最も合理的な手段 その新 事実のために一つの例外を設けることであらねばならぬ。それはきわめて明ら しかし人間は多くの場合その合理的な途をとろうとしない。なんとかし

てそ すな の新 わ 5 事実を古 嘘 をつくこと―― , , 法 の中に押し込もうと努力する。 すらあえて辞さないのであ それがため事実をまげること―

るも った事 律 その名著 たとうぬ の変遷現象中に マ ですから法 法 のであることが 柄 (D) ぼ では 精 『古代法』 れ 神』 あ てい 律発達の りません。 の中 求め る近世文明 にお わ の中において、 か 歴史を見ると、 ています。 ります。 1 文明が進歩してきわめて合理的に思惟 て、 入の世 この事実を指摘しています。 しかしこの現象は決してひとり人智未開 イギリス歴史学派の創始者 Henry James Sumner Maine は の中にも、 またドイツ社会学派の鼻祖 Jhering は不朽の大著 「嘘」 は実に法律進化 その事例は は無数に そうして幾多の実例を古代 の仲介者たる役目を勤 存在する し行動しうるようにな のです。 な古代に 0) めて み 限 法

律に 第一 要上どうしても使わねばならぬ 例えば お の発達とともに、 八世紀末 なやっ てもこの 「過失なければ責任な 葉この か , , 原 な品物が、 則が かた全く確立するに至った原則です。 使う本人にとってはきわめて便利ではあるが、 明らかに採用されています。 Ù かなりたくさんに発明されました。 一杏、 という原則は、 少なくとも使えば便利ではあるが 口 けれども、] マ 現にわが民法に 法以来漸 最近物質文明 また一 次に発達し 他人にとってはきわ も欧 般文化施 米 そ 0) の結果と 諸 進 設 歩、 国 0) 必 大 法

償責任」

0)

原則を要求するに至ったのです。

ば会社 が、 かく他 可抗 証す 水池 求 て全く同じことです。 ひき殺された人、 不可 Ò てすで 目的 るにあらずん 従 力だと称 . 0) 来 能であるか、 同 ガ 人に損害を与えやすいものがたくさん発明されました。 に跡形もない今日、 を達することができない。 Ò 時 ス 「過失」 に タンクのたぐいがすなわちこれです。 危険 過失なければ責任なし」との 貯水池の崩壊によって殺されたり財産を失ったりし を立証せねばならぬというのが、 ば損害賠償を求めえな 被害者は会社 なものです。 または少なくともきわ そこで近世の社会は従来の 被害者ははたしてそんな立証ができるでしょうか。 ことにこれらの品物の の過失だという。 例えば、 いものだとすると、 めて困難です。 原則に従って、 先日 もし これらの品物はきわ 深川でガスタンクが爆発 「過失責任主義 従来の原則です。 も被害者が損害賠償 利用によ そうしてそれは自 みずから加害者 多数の場合に事実上、 自動 って損害を与えられ に対 車、 8 た人々にとってすべ L 汽車、 か 7 を請求 U Ō 便 した。 動 タンクは 利 過失」 車 です。 大工場、 無過 そ 会社 に よっ たけ 賠償 た人 れ を立 は 爆 に け 7 貯 全 れ 不 請 々 れ

立. の 法者とし みが唯一の責任原因ではない。 ては適宜にその新 要求をいるべき新法令を制定すべき時がきたのです。 そのほかにも賠償責任の合理的原因とするに足るべ 過

動きま き事 紙 法は Ë 例 に そ が 無 0) ·ある。 実例 過 |失責任論を戦わせている間に、 の — 立法者も多少動きました。 それを基礎としてまさに新し つ です。 けれども諸国 ドイツを初 の立法者が 事実上一大躍進を遂げたものはフランス い法律を制定すべき時が来たのです。 遅疑して進まず、 め諸国にお (J て制定され またド た自 イ ý 0 動 学者 の 学 車 裁 者 判 が 任

が 正 ち 失 れこ わ 所 のうちにその同じ です。 ゆ (V フランス 嘘 れ る か 面 か 6 の場合には当然過失あるものと客観的に決めてしまって、 です。 過失」 ら堂々と無過失責任の を問わ の裁判所は、 は実は なくなりました。 フランスの 目的を達して 「違法」ということと大差なくなりました。 本来主観的であるべき「過失」 裁判所は しま 理論を講究し論争している間に、 むろん口では いました。 嘘 を武器として新法 そうしてその際使わ 「過失」といってい の観念を客観化せしめました。 理を樹立 主観的な フランスの ・ます。 かくし れ た したので 「武器」 てド 本 裁 か 来 判 イ の意 は ý 所 す 0) そ 味 は な 学 Ö 無 0) わ 者 V 過

る大正

九

年

九月一

 \Box

0)

大審院判決に現わ

ħ

た事実です。

事件の大要は次の

とお

I)

十分に金を送ってこないので、

妻は他人から二、

司

じことはわが

玉

現

在

0

裁判官もしば

しばこれを試みます。

その最

ŧ

顕

著な

一例

ば、

去

ある人が妻子を故郷に残して渡米したが、

るな 約を 判 なる 法第 あ 丰 三十 ヲ為シ以テ一 留守宅ニ 残シテ遠 所は りたるごとくに装い、 ハ条理上当然ニシテ、 於テー 採用 らば、 茁 0) 取 だが、 しか 几 i) の金を借りて生計 消 [条に 許 相当ナル ク海外ニ せ · う 理 家 可 ね 妻は 家 ばならぬようであった。 よると妻は夫 得ていないとすると、 あ 7 ノ を擬 夫 由 生活ヲ維持シ子女ノ教養ヲ全ウスルガ為メニ、 返金を拒絶 ノ生計ヲ維持 1 渡航 で、 資産アリテ生活費ニ充ツルコ 0 にくと本件に 許 制 シ、 してしまったのです。 妻を敗訴せしめた。 可を得な 斯 それを飾るがために の用にあてた。 数年間妻子ニ対スル送金ヲ絶チタルガ ク解シテ始テ其裁判ハ悉ク情理ヲ尽シタル した。 の許可を得ずに借財をするをえな スルコトハ、 つ 7 でも この場合民法第一七条に列挙 いてはそういう事情もない 結果が悪い、 ところが裁判 1 \ <u>`</u> しかるに貸主が返金を請求したところ、 この場合、 夫ニ したが すなわち事実許 「条理上当然」 於テ予メ之ヲ許可シ居リタル トヲ得ルガ如キ特別ナル事 貸主に気の毒だ、 所は って右の契約は 妻が 「夫ガ出稼 許 とか ので、 1 可はないのだが、 可を得てい 其必要ナル 0) Ù 如キ場合ニ在リテ た事 だから」 「悉ク情理ヲ尽」 というわ 形式 取 ノ為ニ、 イモノ り消 由 な 上はどうも 0 とい ト 謂 状 V 程度ニ於テ借財 1 しえな す け の モ ナ 妻子ヲ故郷 表 丰 ħ あ は ノ つ ハ ザ $\dot{}$ 哴 妻は 事 か 7 妻の 上これ 実な ル 認 ij が 借 ことに 存 可 ム 財 民 其 裁 0) 力 す 契

す。 以外に、 だ」といわれた。 て「第十七条の例外が拡張されたのではない、裁判所は事実許可があったと云って居る 代表者たる牧野博士は と解され、これと反対にわが国におけるフランス法派の大先輩たる富井博士はこれを難 いうような言葉を使ったのです。この判決が出たときに、わが国自由法運動の最 しようという自由法的の考え方との対照を見ることができたのです。 「見て見ぬふりをする」フランス流の扱い方と、それを合理的に扱って進化の階梯に 両博士の心の動き方をみることができたように思われて非常 われわれはこの小論争を傍観して、そこに外面に現われた文字や論理 「之れこそ民法第十七条の例外が裁判所に依って拡張されたもの に興味を感じたの も熱心な の 0)

八

た同 からはきわめて合理的だとうぬぼれているにかかわらず、 かくのごとく、 じ効用を現わしているものと考えることができます。 歴史上「嘘」はかなりの社会的効用を呈したものであります。 事実は案外不合理なものだとい それは人間というもの が、 現在 みず きま

うことの証拠です。

す。 斥し しま であ な ほとんど常に の真理を言い表わすがため、 案外不合理なものである以上、 ろそこに法律改正の必要が指示されているものだ、 らを各種 れ単に言葉によってのみならず、 擬制」 か て、 そうしてその理由書には 例えば、 か つ た事 U 事実 めて必要なことです。 がたくさん使ってあることは合理的に考えてあまり喜ぶべき現象では 0 その例は今度のロシヤの労農革命後の法律について多くこれをみることができま 純合理的 たが 迷信から解放せんがためだ」といわれているそうです。 をあっ 一九一八 あり 嘘 つて、 のままの状態、 たというのは、 に考えると、 の 年九月一六日のロシヤ法律においては養子制度の全廃を規定 反対者です。 切 Ó 「虚偽」 「親子法においては、 「真実の解決方法いまだ備わらざるに先立って擬制を捨てよ イエ 「擬制」 「嘘」はいかぬに決まっています。 事実によって人民をして真実を語ることに慣 すなわち実際の親子関係をただちに表 きわめ] 法律 や リングは上記の 制度として一 の方法によって事実上法律改正の目的 て不都合です。 「妥協」や と考えるのが至当です。 われ 「伝統」を排斥せん 切の \neg らの第一 ですから、 ローマ法 擬制をその中 . (の精: 法典は ですから、 あった事をな 神』 般にきわ 面 か とする革 あらゆ の中 に現 5 し 排 にお を達するこ か なく、 法 ħ Ź j D わ 斥しようと 律 擬 Ť ٧Ì U め、 制 家 合理的 0) しまし むし 中に を排 が 彼

のが少なくないであろう」といっております。

響を及ぼ というのは、 また した 口 あたかも松葉杖をついた跛行者に向かって杖を棄てよというにひとし もしも世] マ法の変遷にしても、 の中に擬制というものがなか おそらくはもっとはるか後に至って実現され ったならば、 後代に向か って多大 0 と 影

法則 事実を暗っ 信頼すべき立派な理想をもったものである場合のほ ろうとするに際して、 しよう。 いることができません。 擬制」 い考えです。 が か のみに信頼して安心せよというのは、 あ 彼らは真に信頼しうべき「人間以外」のある尺度を求めます。 りません。ですから、 の発生はむしろ法律改正の必要を、 示するものとして、これを進歩 「擬制」が完全な改正方法でないことはイェーリングも認めているとお フランス革命の洗礼を受けた近代人がどうしてかよくこれを受け もしも かりにまた真に信頼すべき立派な理想の持ち主であるとしても、 嘘 裁判所がこの方法によって世間の変化と法律との のみがその唯一 の階梯に使いたいのです。 名君に信頼して専制政治を許容せよというに 否、 法はすでに事実上改正され か、 の武器であるとすれば、 世の 中の 人間はとうてい安心して ことに嘘つきには 保障を求めるので 裁 たのだという 判 調 所 りです。 が 和 <u>:</u>真に を計 元 来

す。

です。

拠です。 親および国家の採るべき態度はみずから反省することでなければなりません。 決して喜ぶべき現象でないことは明らかです。子供に「嘘つき」の多いのは親の頑迷な証 ることでなければなりません。 よいよその改正全きを告げるまでは「見て見ぬふり」をし、 のこの際採るべき態度は、 用を受くべき人々みずからが さらにまた、もしも法が固定的であり、 国民に「嘘つき」の多いのは、 むしろ法を改正すべき時がきたのだということを自覚して、 「嘘」をつくに至ること上述のとおりです。そうしてこれが 国法の社会事情に適合しない証拠 裁判官もまた硬化しているとすれば、 「嘘」を「嘘」として許容す です。 また裁判官 その際 法律の適

九

る根本的要求です。そうして、いわゆる「法治主義」は、実にこの要求から生まれた制度 人間は 「公平」を愛します。 「公平」を好む。ことに多年「不公平」のために苦しみぬいた近代人は、 「法の前には平等たるべし」これが近代人一般の国家社会に対す 何より

屋が 家に れは ころが元来 ようという主義です。 法治主義というのは、 法律が 自家 あるとしたら、 撞着 あっても、 「物差し」は固定的なるをもって本質とするのです。 の観念です。 おそらくなにびともこれを信用する人はないでしょう。 もしもそれがむやみやたらに伸縮 1 わばあらかじめ あらかじめ法律を定めておいて、 例えば、 ゴムでできた伸縮自在の物差しを使って布を売る呉服 「法律」という物差しを作っておく主義です。 したならば、 万事をそれに従ってきりもり 「伸縮 国 民は必ずや拠るべ 自 在な 同じように 物差し」そ . 国 と

きところを知ることができないで、

不平を唱えるに決まってます。

ばなりません。 行わ にそ 人間 も ない絶対的固定的なものであったとすれば、 て矛盾 Ō れが るべ は な 0) したわが 「公平」を要求しつつ 実際に き法律はその だから仕 それ なぜならば、 ままか 「矛盾」であり 方が ほど「公平」好きな人間でも、 ありません。そうして人間が ってなことを要求するものだといわねばなりません。 「矛盾」 われわれは空想的な の同時に した 「わがままかって」であるとしても、 「わがままかって」な要求を充たしうるも 「杓子定規」を憎むものです。 必ずやまた不平を唱える もしも 「理想国」の法を考えるのではなくて、 かくのごときものであ 「法律」 の物差しが し 人間 たがって一見きわめ に決まって は る以上、 か 少しも のでなけれ くのごとき か **,** , ます。 俥 縮 か l)

ことを快しとしません。

しからば、心中「男の涙」を流しつつ断然人を斬る人々はいかん?

私はその人の志を

現実の人間世界の法律を考えるのですから。

間 らぬ」という一言のもとにその法を適用してしまう。 るに過ぎません。 りません。 心になんらの不安もないでしょうか? ぬと主張する。そうして現存の て」なものだと考えていないようです。 「法の前に平等」たらんことを希望する以上、 男の涙」が流れ の眼から見ていかにも不当だと思われる場合でも、 悲しきを聴いて悲しと思う人間です。必ずや、かくして人を斬った彼らの心の中には か かくのごとくに勇ましくも断行した冷くして固きこと鉄のごとき彼らは、はたして内 る 法 従来法を論ずる者の多数は を動かして われわれはかかる器械をして「人間」を裁くべき尊き地位にあらしめる ているに違いない。 「裁判」を製造することあたかも肉挽き器械 法 がある具体的の場合に、 もしも流れていないならば、それは 否、 その結果、 人間を解してかかる「矛盾」 彼らもまた人間です。美しきを見て美しと思 同時に伸縮自在の 彼らのある者は、 その態度はいかにも勇ま 「それは法である。 これを適用すると普通 「法」を要求 した いやしくも人間 のごときものた 適用され 「わがままか 「人間」 してはなら \ <u>`</u> では ねば が 0) あ っ か な

の中の そうしてその中の 人間 然固定的なものとして取り扱 壮なりとする。 もしも は必ずや 利口にして 「法」が全く伸縮 っい しかしながら同時にこれを愚なりと呼ばなければなりません。 正直にして勇気ある者は ったい法は何 「生」を愛する者どもはひそかに しな ったとすれば、 い固定的なものであり、 のために存するのか?」といって「法」を疑うで 「法」を破壊しようと計るでしょう。 世の中の 「法」をくぐろうと考えるでしょう。 またこれを運用する人間 「矛盾」した 「わがままか なぜならば、 がこれを全 また彼ら しよう。 って」な

破壊 I) んがために、 いならば 扱 彼らの中の正直にして勇気ある者はよく「嘘」をつくに堪えません。 せん 0) わ 中 h から とする人々 と計ります。 「命」を賭しても 出る また子孫をして「嘘」 のです。 の最も恐れている そうして 法 法」 を破壊しようと考えます。 をつかずに生きることをえしめんがために、 を固定的なものとして考え、 「革命家」は実にこの種の 彼らは 「正直に 固定的なものとして 嘘 「嘘」をつくぐら をつかずに生き して勇気ある人 法 取 を

法」をくぐってでも「生」きなければなりませんから。

をくぐろうと計ります。 またそれ ほど正 直でないか、 法 が固定的で、 または勇気のない多数の利口者は、 ある事柄が 「有」る以上必ず適用されねばな 嘘 をついて 「法」

々

人々は ねば だとすれば、 方法 らぬようにできている以上、 めることは事実上不可能です。 りません。 にはな なりません。 か か しかし彼らがいかに憎みきらっても、 る結果を好むのでしょうか? それはきわめて愚だといわねばなりません。 「生」を熱愛する人間のこの方法に救いを求める、 「法」を固定的なものとして考え固定的なものとして取 「有」をいつわって「無」という以外「法」 彼らがこの否むべからざる人生の大事実に気がつかないの 否、 彼らの最も憎みきらうところでなけ 「生」を熱愛する人々の 事や実に当然なりとい の適用を免れ いり扱わ 嘘 つき」をや h ħ とする ばな わ る

か。 水は の鉄壁上 壁に突き当ってこれを破り去らんとする。しかも、 とに気のつかない人々です。それらの人々は、すべからく書斎を去り赤煉瓦のお役所を出 た夢をみてみずから「壮美」を感ずる人々です。しかも実は左岸の破り去られつつあるこ 大河は洋々として流れる。人間がその河幅を狭めんとして右岸に鉄壁をきずく。 世 転じて左岸をつく。そうしてその軟い岸を蹴破ってとうとうと流れ下る。この際右岸 て絶対的にこれに反対する人もあります。その「反対」する人々は大河をせき止めえ . の 中に 一に眠 りつつ太平楽を夢みるものあらば、たれかこれを愚なりとせぬものが 「自由法」なることを主張する者があります。そうしてまた 事実それが不可能なことに気づくとき 「自由法否なり」 水は鉄 あろう

れを行 張し でて、 彼らは、 しよう。 をいかにしてくぐりぬけるか? たいして骨を折ることはいりません。 つつ実際上これを固定的に取り扱 į, 現実を現実としてその生まれたままの眼をもって、 の上 従来伝統 ところが、 に実現することができない。 ない 彼らの中にも利口者があります。 し独断にとらわれて口先では法の その際彼らの使う武器は常に必ず ただちに対岸の破壊せられつつある って「壮美」を味わうだけの勇気 しからば、 口では 彼らはその矛盾した苦し 「固定」 ありのままを直視すべきです。 「法は固定的 を説きます。 「嘘」 0) です。 なも な のに気が付くで 1 V 人 のだ」と主 か 々 です。 そ

的に 律上、 と る かか 正でなければなりません。 を発見することができないのです。 むろん、 「伝統」 る態度をとることはやむをえません。 嘘 人間」との 社会上毫も や をつ 裁判官 独 , , 調和をとってゆかねばならぬ苦しい地位にあるのですから。 断 かかる拘束を受けていない て平然としているのをみるとき、 ――ことに保守的分子の優勢な社会または法治国における裁判官 と「人間 他方においてはまた、 の要求」とのつじつまを合わせるために、 彼らがこの際採るべき態度は、 なぜならば、 人々 法の伸縮力を肯定し創造することでなけ われ -学者-彼らはこの方法によってでも われはとうていその可 ―がみずからのとらわ 一方にお 有意 ところが、 心または. ては な る ゆえ 法 れ 無意 0) 7 法 法 改 が

ば、 らが、 ればなりません。 それは大なる自己錯覚でなければなりません。 これによって彼らみずからの わずかに 「嘘」の方法によって「法」と「人間」との調和を計りえた彼 「独断」や「伝統」 を防衛し保存しえたりとなすなら

 \overline{C}

すぎずして、ほとんど現実の背景をもっていなかった。 を及ぼしはじめました。しかし、当時はただ法学界における抽象的な議論を喚起したるに です。その結果、まきおこされた自由法運動は、 せてきたものを合理的に観念せんがために「法」の概念に関する新しい考えを提唱 をして真に満足せしめるに足るべき「法」を創造することでなければなりません。 般の経済事情ならびに社会思潮に大変動を生じたため、突如として「法」と「人間」と 〔Ge'ny〕 でしよう。 われわれの結局進むべき路は「公平」を要求しつつ、しかも「杓子定規」をきらう人間 近世ヨーロ ッパにおいて、この路を採るべきことを初めて提唱したものは、フランスの 彼は従前フランスの裁判官が「嘘」によって事実上つじつまを合わ 今より十数年前わが国の法学界にも影響 しかるに、世界大戦以来、 したの わが 国

の間 会を見出 に一大溝渠が開かれることになり、ここに先の自由法思想は再びその頭をもたげ しました。 そうして事実それは 「法律の社会化」という名のもとに頭をもたげま

時も忘れることのできないのは人々に向かってその 決して「公平」およびその ですから、 ことを十分に知ってい うとは の社会的惨禍をひきおこす原因となった事実を十分に承知しつつもなお ス革命の らぬことは、 それは確かに喜ぶべき現象に違いありません。けれども、 とを確保することです。 1 いません。また、 洗礼を受けてきた近代人は、 わ れ 7 わ かに れが 「杓子定規」をきらい ながら、 「自由法」を唱道し 彼らは「法治主義」がややもすれば 「保障」 なおかつこの の欲求をすてているのではないことです。 むなしき「自由」の欲求がかえって第一 「法の社会化」を主張するとしても、 「人間味のある裁判」を欲してい 「公平の保障」 「自由」と「公平」とおよびその この際われわれ をすてようとは 「杓子定規」の 「自由」をすてよ 1 る の考えねばな ١, 原 九世紀以来 人 その際寸 度フラン ません。 々 因となる で 保保

る いは か 「法の理想」といい、 近時学者の多く あるいは 「自由 法 「法の目的」といい、 を説き「法の社会化」 ないしは を主張する者をみるに、 「公の秩序、 善良の あ

裁判 やが 過渡 者を鼓 統 もの みず との では 的 風 その目的を達した暁に、 根を張っ の考察を提 俗」という以外、 官の には 要求 ては彼らみずからが波谷におちいって追い来る人々の笑いを招か 的である。 たずらに、 からたまたま波の頭に立ってその谷にあるものの低きを笑うとなんらの差異が な にとらわ 学者のなすところがそれのみにとどまるならば、 舞 専制を許容するものでなければなりません。 たしてどれだけの文化的価値が が後門よりただちに攻めきたりて彼らを撃つであろう。 た して勇ましく おそらくは彼らが前門に 概念法学」 れやすい 出して むなしき「理想」を説き「公の秩序、 ただ旧きを壊す以外、 , , 真に社会の るのをみることができない。 再び 「官僚主義」 新組織」 同 時にまた精緻な 「自由」と「公平」との保障を探し求めるようでは何にもな 「公平保障」 ^ の戦 「概念法学」を打破しえた暁には なんら人類文化のために新 「形式主義」を打破する効力はあろう。 あるか、 いに従事せしめることができよう。 「論理」に足をすくわれ の要求を満足せしめるに足るべきな 私は心からこれを疑うのであ なるほど、 やたらに 善良の風俗」を云為する者は、 その 功績はきわめて一 それはよくともす 「自由法」 もし じい て意気阻 ねば も かくのごとくんば、 「公平」 のを建設するもの を主張し ならぬ。 また従 喪 と 時 しやす れば ん 的 か 「自由 に来深く ら積極 ある か である。 結局、 か V 伝 若 る も

す。

りません。 「杓子定規」 われ におちいらないもの、 われ の求めるところは 換言すれば 「自由」や「公平」の保障を保持しつつ、 「保障せられたる実質的公平」に あ る か も

裁判 郎博 それ 自由 柄を誰にも容易にできるようにすることであり、また学問はそれを容易にできるようにす のと同じ思想です。 できましょう。 る手段であると考えている。名判官なくんば、 手段にほ 従来、 辻は は 自在 をなしうるような法、 しうべき法を作らねばならぬ。 「自由」と「公平」とを恋うるに至るであろう。 「法学」の否認でなければなりません。 いらぬというのと大差なき議論です。 に裁判をさせればとにかく個 ぼ二種類あります。 裁判の中に けれども、 いったい、 「実質的公平」 かくのごときは現代政治の弊にこりて名君専制主義を謳歌する すなわち各具体的 その一 私は、「文化」というものはある特殊の人にだけできる事 または は名判官主義、 しからずんばわれ 々の事件に対する具体的に妥当な裁判を得ることが 「具体的妥当性」を現わさんとする者の の場合について具体的妥当性、 われ それ 名裁判はできないというだけのことならば、 われは、 は結局名工正宗さえあれば、 その二は陪審制度です。 われは 名判官にあらずといえども名 「自由法」 をかちえた瞬間に 実質的 名判官をして、 本多光太 執 公平 った を

再び

ある。 れやすく、その結果ややもすれば「理」と「公平」とを欠きやすい。 判をしてたえず世間とともに変動せしめ、 裁判官は もすれば しめて有罪無罪の基本を認定せしめんとするものすなわち陪審制度である。 「杓子定規」をきらいつつ、しかも「自由」と「公平」との保障を得んことを希望してい この意味において、 次にまた、 名判官専制主義と正反対な手段によってこれと同一の目的を達せんとする方法 けれども、 急裁判が とかく 陪審制度は「法」をして同時に「人間」の要求に適合せしめる第二の方法で 「人間性」を失いやすい。 「法」本来の目的たる「公平」の要求にとらわれやすい。 時にはあまりに伸縮性が鋭敏すぎるために各場合の具体的事情に支配さ 名判官専制主義と、陪審制度とは各反対の長短を有する。そうして それを救うがために、 「法」をしてふだんの伸縮力を有せしめる効が 多数の素人を法廷に列せ その結果はやや この方法は裁 です。

る現代人を満足せしめるがためには、

両主義ともに共通の欠点を有する。

われわれは「尺度」を欲する。しかも同時に「伸縮する尺度」を要求する。実をいえば

矛盾 求を充たしうるものでなければなりません。 した要求です。 しかも人間がかくのごときものである以上、 法 はその矛盾 した要

縮する尺度」でなければならず、 を求めているかぎり、 ればならぬと信じます。 そこで私は、 からば 「規則: 今後創造せらるべき「法」 、的に伸縮する尺度」 は それはただ「過去」 「自由法運動」 「法学」 が単なる いかにしてこれを作ることができるか。 はお を破壊する効果があるにすぎません。 はまたその のおの具体的の場合について ――ゴムのごとくに 「伸縮 の法則」 を求めるも 「伸縮・ 規規 これ Ō) する尺度 則 で 的 実に な に け 伸

私 の考えによると、 従来の 「法」と「法学」との根本的欠点は、 その対象たる「 人間

今後

「法学」

の向かうべき唯一

の目標であって、しかも、

事はきわめて困難なる問

題

に属

ば、 換え 来 なければ、 の研究を怠りつつ、しかもみだりにこれを「或るもの」 未 間 る点にあ 知 1 数 0) 学問的に正確な答えを得ることはとうてい不可能だからです。 中に与えられた数字のすべてをして――たとえかりにでも たるものの値を、 るのだと思います。 十分実証的に究めずして軽々しくこれを むろん、すべての学問は仮説を前提とします。 と仮定した点にある。 既 しかし、 既知数たらし 知数」 すな なぜなら その際 に置 わ ち本 め

ばな 仮定 と A 利 を得ることができましょう。 面をも具えており、 闬 なり らぬ て具体的妥当性を発揮 7 すべき仮説は十分の実験の上に立った十分のプロバビリティーをもったものでなけれ してしま 軽々しく仮定された É な はずです。 います。 りに置き換えて、 また利己的であるが、 しかるに、 かくして、 しうるわけがな 「人間」 しかし人間は、 人間は 従来 学者は容易に形式上だけはとにかく、 を基礎として推論された の法学者や経済学者は本来Xたるべき人間をやすやす 「合理的」なものだとか、 いのです。 同時に非利己的な方面をも具えてい 合理的であるが、 「結果」が一 同時にきわめて不合理な方 「利己的」なものだとか、 正確 々 個 ? . る以 Þ の場合に な答え 上 か

ます。 間 X の のXをみだりにAやBに置き換えるがごときはきわめて謙遜性を欠いた無謀の企てです。 類が今までに知りえた知識によると、X中既知数的分子はまだきわめて少な いては、 そこで私は、 中に として、 むろん、 なお 既 知数たる分子を探求することに全力を尽くすべきです。 すなわち、 多大の未知数的分子の残ることを許容せねばならないのです。ですから、 われわれは人類多年の努力によって得た実証的の知識を基礎として、 少なくとも法学の範囲においては、 本来 の未知数Xとして、 そのまま方程式の中に加うべきだと思い 「人間」はやはり、 しかも遺憾ながら、 ありのままの () 結 高 その にお 人 そ

その 結局 は ある るも を既 ることになるのです。 全部裁判官や陪審官に一任するに比すれば、 く各場合に対する具体的妥当性を発揮しうる。 Xを軽 b かもさらばといって、 С わ a"b" c"などとなるに従って、これと相対的関係を保ちつつ、 (a+b+c+d+x)d れわれは、 のと覚悟せねばなりません。そうしてその未知数をかりに×とすれば、 知数化せねばならぬ。 「変動 における答えの形成に対してきわめて重要な作用を与えるものなることもちろん 々 などを求め ともかくも、 むろんこの場合といえども×の値の決定はこれを裁判官なり陪審官なりに一任す しくAやBに置き換えた代りに、これを(a+b+c+d+x) の法則」を求めるところに今後法学の進むべき目標があるのだと私は考えます。 科学によって得た獲物を極度に利用すべきです。 ねばなりません。 の項中個々の 軽々しくXをAなりBなりに置き換えるのに比すれば、 したがって、 XをXのまま置いたのでは学問になりがたい。 それがためにはまずできるかぎりXの abcなどがあるいはa'b'c'などとなり、 裁判官なり陪審官なりが、 しかし、 はるかによく それでもなお跡にはかなり大きな未 またXをそのままXとしてその値 「公平」を保障しうる。 その 7) しかし、 かなる思想を有する 中に既 なる項にすることが 「答え」 知数的 なんとかし 同時にまた獲物 従来 が変動する。 またある は 分子 る 知 0 の法学が 数が たる かくし 決定を か によ で か は は 残 a

です。 て定むべきです。 は科学によってどこまでもXを解剖すべきです。そうして残るxの値を理想の基礎 ません。 りと考えるがごときは自己錯覚のきわめて大なるものだといわねばなりません。 を過信すべきではありません。Xの中には永久にxが残るものなることを覚悟せねばな いわんや軽々しくXをAやBに置き換え、これによって正確な答えを発見 法学における 「正確さ」は実にかくのごときものでなければならないの わ に立っ n しえた わ 'n i)

例は を求めた上、 くるのです。 「具体的妥当性」が何物であるかを推論する材料としたいのです。 「法」の何物たるかを推論すべき重要材料だと考えるのです。 法学者としての私の主張は、これを具体的にいうと結局「判例法主義」 固定 した これと「答え」との相対的関係を求めて、 多数の判決例の上に現われた個々の具体的事例を解剖して (a+b+c+d+x) 「法」の各個 の適用ではなくして、 「具体的妥当性」 将来の事件において現わるべき を求めて千変万化する したがって個 (case law) 😲 々 0) 判 決

はない。

ゆかねばならぬと確信しています。 この意味において、私は今後の法学教育もまた「判例法主義」(case method)になって 従来のごとく、XをかりにABなどに置き換えて正

(?)な結論を求めたと信じている法学は学生をして「法」の真髄を知らしめるゆえんで

けれども、

かくして得た それはただ多少「論理」と「手練」とを習得せしめることができよう。 「法」は真の 「法」ときわめて縁遠いものだといわねばなりません。

aktikum)というような意味ではなく、 の法則をもって伸縮する尺度としての法」を教えることができるのだと考えています。 くの人々によって問題にされています。 私は、この春から大学でケース・メソッドによって法学教育を始めました。それ 私はこれによってのみ真に「活きた法律」「一定 けれども、それは決して従来のいわゆる演習 は今多 $(P_r$

(一九二二・六・五)

青空文庫情報

底本:「役人学三則」岩波現代文庫、岩波書店

2000(平成12)年2月16日第1刷発行

初出:「改造」

1922 (大正11) 年7月号

入力:sogo

校正:染川隆俊

2007年11月19日作成

2008年4月9日修正

青空文庫作成ファイル:

このファイルは、インターネットの図書館、 青空文庫(http://www.aozora.gr.jp/)で作られ

ボランティアの皆さんです。

ました。入力、校正、制作にあたったのは、

嘘の効用

2020年 7月18日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL http://www.aozora.gr.jp/

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL http://aozora.xisang.top/

BiliBili https://space.bilibili.com/10060483

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー http://aohelp.club/ ※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。 http://tokimi.sylphid.jp/